

地域生活支援事業『移動支援事業』概要

1. 事業内容

移動が困難な障害者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

2. 対象者

(1) 全身性障害者(児)

(2) 視覚障害者(児)

ただし、障害福祉サービスである「同行援護」の対象となる場合は、「同行援護」で支給決定いたします。

(3) 知的障害者(児)

(4) 精神障害者(児)

(5) 高次脳機能障害者(児)

ただし、介護保険第1号の被保険者に該当する方は対象となりません。

※ 重度訪問介護で支給できる全身性障害者(児)の方は、重度訪問介護で移動を支援します。

※ 通院時の移動支援については、原則として介護給付費(通院等介助)で支給します。

※ 詳しい基準については、各保健福祉課へお問い合わせください。

3. サービス内容

利用者の状況により「身体介護なし」、「身体介護あり」のいずれかのサービスを受けることができます。

身体介護なし

目的地までの誘導、移動中の見守り及び促し、外出先での読み書き等

身体介護あり

身体介護なしのサービス内容と、それに付随した排泄・食事・車椅子の介助・安全確保のための手引(外出前の準備、帰宅直後の支援を含む)

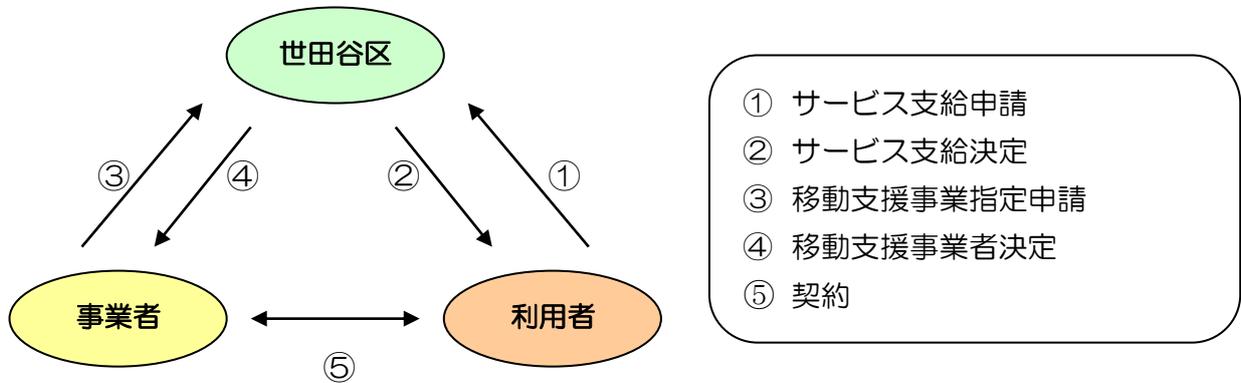
※詳細については、「世田谷区移動支援事業の手引き」をご覧ください。

4. 支給量基準

| 障害種類 | 支給基準時間数 |
|----------------------|--|
| 全身性障害者 | 93 時間 |
| 視覚障害者、知的障害者 精神障害者 | 50 時間 |
| 高次脳機能障害者 | 50 時間 |
| 児 童 | 40 時間 (高次脳機能障害児は40時間) ※通学にかかる支援は、支給時間数のうち原則23時間 ※区内・区外の学校に関わらず、通学経路や交通機関の状況等により著しく通学に時間を要する場合には、支給基準時間数の上限を超えない範囲で、23時間を超える時間数を支給決定することができます。 |

5. サービスを受けるまでの流れ

「移動支援事業 サービス支給申請書」をお住まいの地域の保健福祉課に提出してください。支給決定後、「支給決定通知書」と「受給者証」を送付いたします。お手元に受給者証等が届きましたら、移動支援サービス提供事業者と契約を結んだ上でサービスを利用してください。
※移動支援のサービスを行う事業者は、事前に区の指定を受ける必要があります。すでに指定を受けている事業者については、区ホームページの「世田谷区移動支援事業者一覧」をご覧ください。



6. 申請窓口・お問い合わせ先

●申請窓口（申請や支給決定に関するお問い合わせ先）

| 保健福祉課 | 電話 | Fax |
|---------------------------|--------------|--------------|
| 世田谷 総合支所 保健福祉センター保健福祉課 | 03-5432-2865 | 03-5432-3049 |
| 北沢 総合支所 保健福祉センター保健福祉課 | 03-6804-8727 | 03-6804-8813 |
| 玉川 総合支所 保健福祉センター保健福祉課 | 03-3702-2092 | 03-5707-2661 |
| 砧 総合支所 保健福祉センター保健福祉課 | 03-3482-8198 | 03-3482-1796 |
| 烏山 総合支所 保健福祉センター保健福祉課 | 03-3326-6115 | 03-3326-6154 |

●制度に関するお問い合わせ先

| 担当 | 電話 | Fax |
|---------------|--------------|--------------|
| 障害福祉部 障害施策推進課 | 03-5432-2414 | 03-5432-3021 |

区では「世田谷区移動支援事業の手引き」を作成しています。サービス料や利用者負担額、詳細なサービス内容については、区ホームページの手引きをご覧ください。